

# ご相談ください～CONSULTING SERVICE相談窓口～

## ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
*法律相談	毎月第2金曜	10:00～16:00

専門相談については予約制。電話による相談も可。

◇偶数月は司法書士が応相談

\*法律相談は、月初めから受付  
無料での相談は一人1回です。

## いのちのホットライン竹原

場所 ふれあい館ひろしま（中央2-4-3）

※5月12日（日）、26日（日）は休館

問い合わせ

いのちのホットライン竹原 ☎22-9102

## 人権相談

差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する相談を受け付けます。

日時 5月15日（水）9時～12時

場所 人権センター

問い合わせ 東広島竹原人権擁護委員協議会

☎082-423-7752

## 高齢者総合相談

日時 月～金曜日 8時30分～17時

※上記以外は転送電話にて対応します。

場所 ふくしの駅

問い合わせ 地域包括支援センター ☎22-5494

## 障害者虐待防止相談

日時 平日 8時30分～17時15分

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ

竹原市障害者虐待防止センター ☎24-6007

## 出張年金相談

日時 毎月第2水曜日 10時～15時30分

場所 人権センター1階会議室

※相談は予約制です。

※前々日の正午までに要申込

申し込み・問い合わせ

呉年金事務所 ☎0823-22-1691

## 県民相談

交通事故に関する相談、相続や離婚など家族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。

日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～17時

場所 県庁農林庁舎1階（広島市中区基町10番52号）

問い合わせ 広島県生活センター ☎082-223-8811

行政相談 国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 入駒 智子（忠海東町） ☎26-0235

山崎 繁雄（竹原町） ☎22-0438

公証相談（公正証書による遺言・任意後見契約等の作成）

日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

8時30分～12時、13時～17時15分

場所 東広島公証役場

（東広島市西条西本町28-6サンスクエア東広島4階）

※相談は予約制です。

問い合わせ 東広島公証役場 ☎082-422-3733

## 消費生活相談

### クリーニングトラブルにご注意！

相談事例 半年前クリーニングに出し、その後すぐ引き取ったジャンパーを、仕上がったままのビニールをつけた状態で保管していた。最近になり着用しようとしたら、布地にひきつたようなシワが発生していることに気づいた。店にクリーニングの方法が悪かったのではないかと伝えたが、そのシワがクリーニングの処理によるものか、その後の保管や事故によるものかわからないという。補償は求められないのか。「クリーニング事故賠償基準」などをもとに話し合ってみましょう

クリーニングによるトラブルは、クリーニングの方法だけではなく、生地組成や着用状況、クリーニング後の保管状態など様々な要因が重なり発生することもあるため、原因の特定は難しく、時間が経つと解決がより困難になります。なおク

リーニングの補償については、事業者団体に加盟の店舗であれば「クリーニング事故賠償基準」をもとに対処されますが、店舗独自のルールを採用している場合もあるので、まずは確認しましょう。「クリーニング事故賠償基準」とは

クリーニング業界団体のトラブル解決のための対応基準であり、一般的なクリーニングトラブルにおいても共通認識となっています。この基準では衣類を店に預けてから1年以上経過したり、引き取り後、半年が経過したりした場合は、クリーニング業者は賠償を免れるとされています。トラブルを防ぐためにもクリーニングに出すとき、引き取るときは、衣類の状態や処理方法について店側と一緒によく確認しましょう。

問い合わせ 消費生活相談室 ☎22-6965